

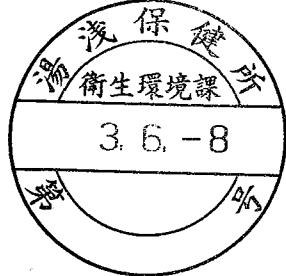
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月8日

和歌山県知事 殿



提出者

住所 和歌山県有田市初島町浜1000
氏名 ENEOS 株式会社 和歌山製油所
所長 手島 政嘉
電話番号 0737-85-1402

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ENEOS 株式会社 和歌山製油所
事業場の所在地	和歌山県有田市初島町浜1000
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	石油精製業
② 事業の規模	出荷量 4,665,968.167KL (2020年度)
③ 従業員数	443人 (2021年4月1日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」 及び「産業廃棄物の種類別説明」参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙「産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
		【前年度（令和2年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	別紙の通り
① 現状		排 出 量	9,497 t t
(これまでに実施した取組)			
廃油 : 工程内リサイクル			
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	別紙の通り
② 計画		排 出 量	9,805 t t
(今後実施する予定の取組)			
これまでに実施した取り組みを継続する。			

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> • 社内基準による分別徹底のルール化 • 産業廃棄物発生及び置場持込時の事前分別実施 • 産業廃棄物置場保管時における分別保管徹底，在庫管理実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <p>これまでに実施した取り組みを継続する。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	廃油	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	89 t	t	
	(これまでに実施した取組) 工程内リサイクル			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃油	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	100 t	t	
(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	6,561 t	t	
(これまでに実施した取組) 汚泥(水質) : 汚泥脱水機使用、及び汚泥乾燥装置による脱水後 水質汚泥を乾燥し一層の減量化実施中 汚泥(タンク/塔槽) : 回収後、水分/油分除去による減量化 廃油 : 含油廃水から油を回収				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	
(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

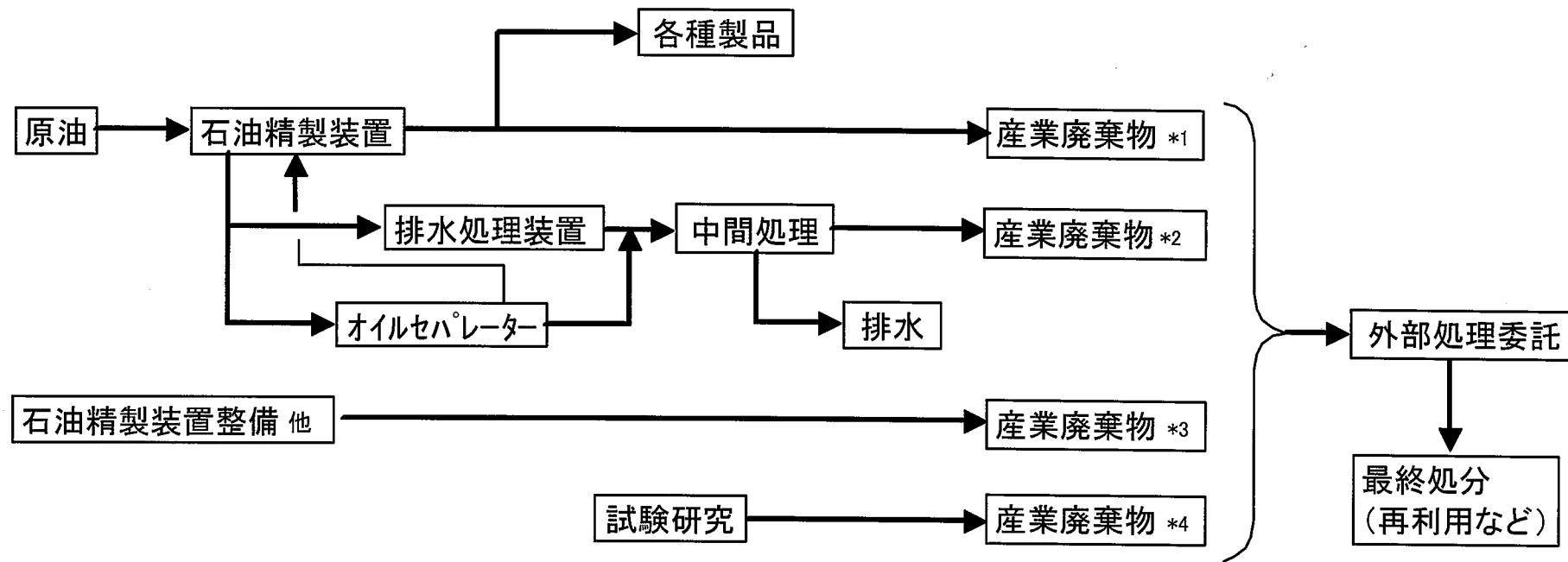
① 現状	【前年度（令和2年度実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
自ら埋立処分、及び海洋投入処分は行なわない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
これまでに実施した取り組みを継続する。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	2,041 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	867 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,174 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> • 処理委託契約締結前及び契約後における業者評価/視察実施 • 同一産業廃棄物に対する処理委託先複数確保（信頼性確保のため） 			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	1,905 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	995 t
	再生利用業者への 処理委託量	910 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
ENEOS株式会社共通の目標として、最終処分率0.3%未満の達成のため、廃硫黄のうち純度の低いもの（セメント固化処理）を除くゼロエミッションを達成する。 更に適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報などを活用する。		
※事務処理欄		

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程（発生～最終処分まで）



*1:汚泥(触媒,その他), 廃油, 低引火点廃油(特管), 廃酸(特管)

*2:汚泥(水質)

*3: 廃油, 汚泥(タンク/塔槽, 触媒, 白土, その他), 金属くず, ガラスくず, 建設廃材, 廃石綿(特管), PCB(特管)

*4: 廃薬品類(汚泥, 金属くず, 廃酸/廃アルカリ(特管含む))

産業廃棄物の種類別説明

種類	解説
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・各所オイルセパレーターで回収される油 ・ワックスくず, ろうくず ・潤滑油添加剤 ・油を拭き取った廃ウェス ・タンクのドレン
汚泥(タンク/塔槽)	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク, 塔槽類の整備等に伴い発生する各種汚泥
汚泥(水質)	<ul style="list-style-type: none"> ・活性汚泥処理装置及びオイルセパレーター等の工場排水系より発生する汚泥
汚泥(白土)	<ul style="list-style-type: none"> ・塔槽類の整備等に伴い発生する白土
汚泥(触媒類)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定床反応塔及び流動接触分解装置から抜出される廃触媒
汚泥(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄回収装置や硫黄タンクの整備等で発生する汚泥 ・塔槽類の整備等に伴い発生する活性炭
廃プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・石油精製装置の整備等に伴って発生する保温、保冷剤(ウレタン、グラスウール、ロックウール他) ・イオン交換樹脂、脱蛹助剤として用いられた樹脂 ・その他各種プラスチック、ゴム類
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル容器として使用した金属缶、鉄鑄等
ガラスくず	<ul style="list-style-type: none"> ・配管及び塔槽類の工事に伴い発生する保温(シリカ)くず ・各種ガラス、ビン類
廃石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・配管及び塔槽類の工事に伴い発生する石綿を含む保温材
廃酸	<ul style="list-style-type: none"> ・航空揮発油製造装置で使用し純度が低下した硫酸
廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・流動接触分解装置で使用し純度等が低下したソーダ
廃薬品類	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究業務で使用した廃薬品類 <p>(廃掃法上の分類は種類により異なる)</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

① 法定責任者(*1)

特別管理産業廃棄物管理責任者	E N E O S 株式会社 和歌山製油所 環境安全グループ 診療所・保健師
役割 (*2)	特別管理産業廃棄物管理責任者

- ・ 廃棄物処理計画の策定に関する事項
- ・ 廃棄物処理の委託業務に関する事項
- ・ 廃棄物の管理及び処理に係る記録の作成及び保存に関する事項
- ・ 行政官庁への報告、立入検査等の対応に関する事項
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理
- ・ 廃棄物年間発生量と処理、処分方法の適正性
- ・ 製油所内廃棄物の保管状況
- ・ 廃棄物の処理状況の現地確認

(*)1) 当該事業場には産業廃棄物処理施設が無いため、「産業廃棄物処理責任者」及び「産業廃棄物処理施設技術責任者」の選任は行わない

(*)2) 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物管理についても、上記責任者が同様の業務を行う

② 管理組織図

組織図					
和歌山潤滑油工場					製油所長
製油副所長	技術副所長	工務副所長	環境安全副所長	事務副所長	
教育・研修					
<ul style="list-style-type: none">・ 発生する産業廃棄物に係る管理、処理に関する社内基準類を制定し、協力会社を含む全職場に配布している。法改正、社内ルール変更等により必要な場合は適宜改訂し、改訂内容は従業員/協力会社員に周知される。・ 装置定期整備前には産業廃棄物の適正処理を含む各種事項について事前教育を実施している。・ 業務上必要な者は産業廃棄物に係る法定資格を所持している他、社外講習会へも参加している。					
情報公開					
<ul style="list-style-type: none">・ 2017年11月1日以降の搬出は、原則電子マニフェストにおける交付に移行した。・ 和歌山県等行政からのアンケート、調査に対し報告を行なっている。					

項目	'20目標値		'20実績値		'21目標値		'20目標値		'20実績値		'21目標値		'20目標値		'20実績値		'21目標値		'20目標値		'20実績値		'21目標値		'20目標値		'20実績値		'21目標値											
	産業廃棄物の種類		廃油(エコノック油等)		汚泥(タクバ等)		汚泥(水質)		汚泥(白土)		汚泥(他様/ターキッシュ)		汚泥(その他/廃穀糞)		廃プラスチック		金属くず		がうくす		がれき類		木くず(廃パレット)		普通産廃・合計															
① 排出量	940t	943t	940t	300t	193t	300t	8,000t	7,557t	7,800t	45t	84t	50t	600t	472t	500t	40t	73t	40t	80t	107t	80t	60t	35t	60t	30t	28t	30t	0t	0t	5t	5t	5t	10,100t	9,497t	9,805t					
② ③ 自ら再生利用を行う量	100t	89t	100t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	100t	89t	100t						
④ ⑤ 自然然回収する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
⑥ ⑦ 自ら中間処理により減量する量	800t	806t	800t	0t	0t	0t	7,600t	6,561t	7,000t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	8,400t	7,367t	7,800t		
⑧ ⑨ 自己立会又は海放入した量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
⑩ 全処理委託量	40t	48t	40t	300t	193t	300t	400t	996t	800t	45t	84t	50t	600t	472t	500t	40t	73t	40t	80t	107t	80t	60t	35t	60t	30t	28t	30t	0t	0t	5t	5t	5t	1,600t	2,041t	1,905t					
⑪ 認定登録者への処理委託量	40t	48t	40t	300t	193t	300t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	600t	472t	500t	20t	0t	80t	107t	80t	60t	35t	60t	30t	7t	10t	0t	0t	5t	5t	5t	1,136t	887t	995t						
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	400t	998t	800t	45t	84t	50t	0t	0t	0t	20t	73t	40t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	465t	1,174t	910t		
⑬ 認定登録者以外の処理業者へ行なう業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t